

こ保人第 1446 号
令和 2 年 3 月 12 日

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市子ども青少年局保育・教育人材課長

保育所等における新型コロナウイルスへの対応について (通知)

日頃から、本市保育行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
標記につきまして、次の通り厚生労働省より事務連絡が発出されましたので、周知いたします。詳細は添付の通知をご確認ください。

- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応について (令和 2 年 3 月 11 日現在)
(厚生労働省 事務連絡 令和 2 年 3 月 11 日)

また、横浜市のホームページにも関連記事を掲載し、随時更新しておりますので、そちらもご利用いただけますよう、お願いいたします。

【保育・教育施設における感染症対策について】

横浜市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>保育・教育の質向上
>感染症対応>保育・教育施設における感染症対策について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashikosodate-kyoiku/hoiku/yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html>

【新型コロナウイルスに関連した肺炎について】

※横浜市役所のトップページにリンクがあります。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryoyobosesshu/kansensho/20200127/coronavirus.html>

保育・教育人材課 担当：宮本・柴崎

TEL 045-671-2397

事務連絡
令和2年3月11日

各都道府県保育担当部(局)
各指定都市・中核市保育担当部(局)
各都道府県児童厚生施設担当部(局)
各指定都市・中核市児童厚生施設担当部(局) 御中
各都道府県地域子ども・子育て支援事業担当部(局)
各指定都市・中核市地域子ども・子育て支援事業担当部(局)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等における新型コロナウイルスへの対応について
(令和2年3月11日現在)

標記については、当面の考え方として「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について(令和2年3月7日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)」に基づき対応いただいているところです。

今般、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省又は浙江省に滞在歴がある外国人及びこれらの省で発行された回国旅券を所持する外国人並びに大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、望州郡若しくは軍威郡又はイラン・イスラム共和国コム州、テヘラン州若しくはギーラーン州に滞在歴がある外国人に加えて、3月11日午前0時から、本邦への上陸の申請日前14日以内にイラン・イスラム共和国アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーズンダーン州、マルキヤズィン州若しくはロレスタン州、イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニヤ州、ピエモンテ州、マルケ州若しくはロンバルディア州又はサンマリノ共和国の全ての地域に滞在歴がある外国人及び香港発船舶ウエスタルダムに乗船していた外国人についても上陸拒否の対象となったことなどを踏まえ、上記事務連絡を廃止し、今後は本事務連絡の別紙のとおりとしますので、内容をご確認の上、対応いただくようお願いいたします。

なお、これらの地域から帰国した子どもや職員(以下「子ども等」とする。)がいるかどうかに関わらず、保育所等における新型コロナウイルスへの対応については、本事務連絡に加え、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年2月25日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)などでお示ししている留意点などを徹底していただき、引き続き保育所等における感染拡大の防止に努めていただくようお願いいたします。

対応に当たっては、保育所等の職員が新型コロナウイルスについて正しい認識を持つとともに、感染症ガイドライン等を通して、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう引き続き努めていただくようお願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

(参考)

○新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚労省）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku_jouhou-11900000-Koyoukintou_jidoukateikyoku/0000201596.pdf

(別紙)

留意事項

(令和2年3月11日時点下線部更新)

(1) 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であること。

(参考)「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚労省) P. 8、9 (飛沫感染対策)、P. 10 (咳エチケット)、P. 12～14 (接触感染対策)

(2) 発熱(概ね37.5℃以上)や呼吸器症状により感染が疑われる子ども等については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえて適切に対応すること。

(※1)「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」(令和2年3月11日時点版)では、世界保健機関(WHO)のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日(多くは5日-6日)とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
各都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」の一覧は下記を参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(3) 概ね過去14日以内に中華人民共和国湖北省若しくは浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、軍威郡、皇州郡若しくは軍威郡、イラン・イスタラム共和国コム州、テヘラン州、ギエーン州、ギエーン州、セムナーン州、アルボルズ州、イスタラム共和国コム州、テヘラン州、ギエーン州、セムナーン州、イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、サルチネーグ州若しくはロンバルディア州又はサンマリノ共和国(※2)から帰国した子ども等及び香港発船舶ウエストエルダムに乗船していた子ども等(中華人民共和国湖北省若しくは浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、義城郡、皇州郡若しくは軍威郡、イラン・イスタラム共和国コム州、テヘラン州、ギエーン州、アルボルズ州、イスタラム共和国コム州、イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、サルチネーグ州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、サルチネーグ州若しくはロン

バルディア州又はサンマリノ共和国の全ての地域から帰国した者及び香港発船舶ウエスデルダムに乗船していた者と濃厚な接触をした者を含む。）については、保健福祉部局、保健所及び嘱託医と連携のうえ、発熱(概ね37.5℃以上)や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応すること。

該当する子ども等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村(認可外保育施設については都道府県、指定都市及び中核市)に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる子ども等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。

(※2) 地域については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性がある。地域の変更については別途連絡する。

(ア) 発熱等の症状により感染が疑われる子ども等については、(2)に関わらず、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。

(イ) 現に症状がない子ども等についても、帰国又は接触から14日間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記(ア)に従うこと。

(4) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化していることを踏まえ、最新かつ正確な情報(※3)を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を保育所等の職員に提供するとともに、必要に応じ、子どもや保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

(※3) 以下に掲載するHP等を活用して情報収集すること

- ・「新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)のフリーダイヤル化について」(厚労省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09347.html
- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」(内閣官房)
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・「新型コロナウイルス感染症について」(厚労省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(5) 子ども等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなどを通じ、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、子どもの人権に十分配慮すること。

ご不明な点等があれば、以下に御連絡ください。

○本件についての問合せ先

(新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口)

TEL : 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4853, 4854)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(児童厚生施設、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp